

太平洋広域漁業調整委員会第12回太平洋北部会

1.日 時 平成19年3月16日(金)10:00~11:30

2.場 所 東京・お茶の水ホテル聚楽 孔雀の間
東京都千代田区神田淡路町2-9

3.出席者

太平洋広域漁業調整委員会 太平洋北部会

部 会 長	学 識 経 験 者	山 下 東 子
部会長職務代理者	学 識 経 験 者	澁 川 弘
委 員	北 海 道 選 任	川 崎 一 好
〃	青 森 県 選 任	澤 口 政 仁
〃	福 島 県 選 任	叶 谷 守 久
〃	茨 城 県 選 任	深 澤 勝 久
〃	漁 業 者 代 表	福 島 哲 男
〃	漁 業 者 代 表	鈴 木 徳 穂
〃	漁 業 者 代 表	山 田 洋 二
〃	漁 業 者 代 表	金 井 関 一
〃	漁 業 者 代 表	伊 妻 壯 悦
〃	漁 業 者 代 表	宮 本 利 之
〃	学 識 経 験 者	有 元 貴 文

4.臨席者

太平洋広域漁業調整委員会 太平洋南部会
委 員

千 葉 県 選 任

外 記 栄太郎

北海道水産林務部漁業管理課	主 査	山 本 雄 二 郎
北海道連合海区漁業調整委員会事務局	事 務 局 長	一 條 雄 治
青森県農林水産部水産局水産振興課栽培・資源管理グループ	主 幹	二 木 幸 彦
青森県海区漁業調整委員会事務局	主 査	出 町 英 志
岩手県農林水産部水産振興課	主 任 主 査	久 慈 康 支
〃	主 任	日 向 圭 哉
岩手海区漁業調整委員会事務局	事 務 局 次 長	坂 下 薫
宮城県産業経済部漁業振興課	主 任 主 査	田 代 義 和
福島県農林水産部生産流通領域水産グループ	主 査	山 本 達 也
福島県水産事務所漁業振興グループ	主 査	首 藤 郁 夫
茨城県農林水産部漁政課	係 長	川 野 辺 誠
茨城県農林水産部水産振興課	係 長	久 保 田 次 郎
茨城海区漁業調整委員会事務局	主 事	藤 井 崇 生

千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整室	副主幹	深代邦明
千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整室	副主査	赤羽徹
千葉県農林水産部水産局漁業資源課栽培推進室	副主査	原知比古
千葉海区漁業調整委員会事務局	副技監	中村隆史
"	主査	平田淳一
全国漁業協同組合連合会	漁政国際部	山本訓道
"	副調査役	貴家誠
日本遠洋旋網漁業協同組合	部長	田中弘太郎
社団法人全国底曳網漁業連合会	事務局	筆谷拓郎
北海道機船漁業協同組合連合会	専務	高田民雄
茨城県沖底協会	会長	鈴木勇
水産庁		
" 資源管理部管理課	課長	香川謙二
" " 資源管理推進室	室長	國府恒郎
" " " 資源管理企画班	課長補佐	大橋貴則
" " " " 企画調整係	係員	小田裕太
" " " 管理型漁業推進班	課長補佐	長元雅寛
" " " " 指導係	係長	松本昌士
" " " " 助成係	係長	大内貴文
" " " " "	係員	梅田由美子
" " " T A E班	課長補佐	小池幹人
" " " " 計画係	係長	加藤健司
" " " T A C班	課長補佐	坂本幸彦
" " " " 資源計画係	係長	塩手慶子
" " " " 漁獲情報係	係長	中川秀樹
" 漁政部水産経営課経営改善班	課長補佐	馬場幸男
" " 経営改善係	係長	田原健吾
" 資源管理部沿岸沖合課指定漁業第1班	課長補佐	加藤久雄
" " " 許可第1係	係長	佐藤文夫
" " " 経営指導係	係員	竹川義彦
" " 指定漁業第2班	課長補佐	廣野淳
" " " 許可係	係長	梅田孝明
" " " 経営指導係	係長	廣野雅子
" 増殖推進部研究指導課	研究企画官	中野秀樹
" " 漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係	係員	佐藤友介
" 漁港漁場整備部計画課企画班基盤計画係	係員	小林陽介
" " 整備課設計班	課長補佐	山本竜太郎
" " " 整備班環境係	係員	浜崎宏正
" " 防災漁村課環境整備班	課長補佐	中村隆
" 北海道漁業調整事務所	所長	松本憲二
" " 資源課	課長	小幡浩一
" " " 資源管理係	係長	古俣明伸
" " " "	係員	織田耕二
" 新潟漁業調整事務所資源課	課長	澤田竜美
" 新潟漁業調整事務所	資源管理計画官	牧野稔智
" " 資源課資源管理係	係長	中井忍
" 境港漁業調整事務所	所長	森義信
" " 資源課	課長	南哲也

“	“		資源管理計画官	上田勝彦
“	“	資源課資源管理係	係長	山田和孝
水産庁瀬戸内海漁業調整事務所			資源管理計画官	平松大介
“	九州漁業調整事務所		所長	木實谷浩史
“	“		資源管理計画官	吉永政信
“	“	資源課資源管理係	係長	水野俊介
“	“	沿岸課沿岸第1係	係長	小田宮仁
“	仙台漁業調整事務所		所長	佐藤良助
“	“	資源課	課長	坂内裕
“	“		資源管理計画官	大槻則仁
“	“	資源課資源管理係	係長	泉賢作

5. 議 事

- (1) マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画の作成について
- (2) 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の取組状況について
- (3) 道県における資源回復計画について
- (4) その他

6 . 議事の内容

開 会

坂内課長

おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより太平洋広域漁業調整委員会第12回太平洋北部会を開催いたします。

本日は、海区漁業調整委員会互選の岩手県宮古漁業協同組合代表理事組合長・大井誠治委員、宮城県の阿部力太郎委員が、事情やむを得ず御欠席でございますけれども、委員定数15名のうち過半数を超える13名の委員の方々の御出席を賜っておりますので、部会事務規程第5条に基づき、本部会は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行につきまして山下部会長にお願いいたしたいと思っております。

山下部会長、よろしくお願いいたします。

山下部会長

皆さん、おはようございます。

本日は、年度末の本当に押し迫ってお忙しい中、委員の皆様、また来賓の方々、第12回太平洋北部会に御来席いただきましてありがとうございます。

それでは、座って議事進行をさせていただきます。

最初に、委員の交代がございましたので報告をさせていただきます。

このたび、大臣選任の砂山繁委員が一身上の都合で辞職されました。交代して金井関一委員が選任されましたので、ここで金井委員を御紹介いたします。

金井委員

金井でございます。よろしくお願いいたします。

山下部会長

よろしく願いします。

それでは、本日の部会におきましては議題が3つございます。

最初の議題ですが、これは「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」の作成について、これまで水産庁と青森県、関係漁業者の方の間で回復計画の作成に向かって検討が進められて参りました。このたび、協議が調いましたので、皆様にこの計画案について御審議をいただきます。

2つ目でございますが、これは「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」のこれまでの取組状況と今後の検討の方向について事務局より報告をいただきたいと思いますと思っております。

それから、3つ目の議題ですが、これは「道県における資源回復計画について」でございます。道県において地先資源の回復計画が検討され、また作成されているところでございます。太平洋北部の道県の計画の取り組み、また検討状況について事務局より報告を受

けることになっておりますので、よろしく願いをいたします。

挨拶

山下部会長

それでは、議題に入ります前に、本日、水産庁から香川管理課長が御出席でございますので、一言、御挨拶をいただきます。

香川課長、お願いします。

香川管理課長

皆さん、おはようございます。管理課長の香川でございます。

それでは、太平洋広域漁業調整委員会の第12回太平洋北部会が開催されるに当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

我が国の水産資源の状況は、依然厳しいものが多く見られておりますが、水産資源の適切な保存管理は、水産物の安定供給及び水産業の健全な発展という水産業の基本理念を構成するものでございます。

広域漁業調整委員会は、資源回復計画の推進の原動力でございます。既に全国で32計画・53魚種の魚種別の資源回復計画を実施中でございます。残りの19計画・23魚種のうち、2計画・2魚種について、太平洋広域漁業調整委員会において計画の承認について審議されることとなっております。また、包括的資源回復計画についても2計画が実施中でございます。

この太平洋北部会におきましては、今回、新たな計画である「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」の承認について御審議いただきたいと思っております。

また、平成14年度より「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」について取り組んでいただいておりますが、その状況について御審議いただくとともに、着実に実施されるようお願いをいたします。

本年度は、水産基本法に基づく新たな水産基本計画の見直しの年度であり、水産政策審議会等々の各種部会で検討・審議された「新たな水産基本計画」が、近々閣議決定される予定でございます。その中におきまして、資源回復を含む資源管理・回復の推進は、新たな水産基本計画においても大きな柱の一つとなっております。これからも引き続き、資源回復に直接取り組んでおられる委員の皆様方の積極的な御協力が成功の鍵となっております。

資源回復の取り組みに向け、委員の皆様方の忌憚のない意見交換が本日举行されることを祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

山下部会長

どうもありがとうございます。

配付資料の確認

山下部会長

それでは、事務局から、配られております資料の確認の方をお願いいたします。

坂内課長

それでは、配付資料を確認させていただきます。

本日、お手元にお配りしております資料でございますけれども、初めに議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席表、それから「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」に関しまして資料1-1、1-2、「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」に関しまして資料2、「道県における資源回復計画」に関しまして資料3-1、3-2でございます。

以上が、本日お配りしております資料でございますけれども、不足等ございましたら事務局の方にお申しつけくださいますようお願いいたします。

山下部会長

よろしゅうございますか。

議事録署名人の選任

山下部会長

それでは、続きまして、部会事務規程第11条にありますように、後日まとめられます本部会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。

このことにつきまして、部会長から2人以上の方を指名するということになっておりますので、僭越ではございますが、私の方から指名をさせていただきます。

今回の部会議事録の議事録署名人といたしまして、海区漁業調整委員会の互選委員の方から福島県互選の叶谷守久委員、大臣選任委員の方からは福島哲男委員にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

議 題

(1) マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画の作成について

山下部会長

それでは、議題に移ります。

まず、最初に「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画の作成について」です。この計画は、平成17年3月11日に開催された第8回の太平洋北部会において計画を作成するという、その着手が了承されたところでございます。ちょうど今から2年前ということになります。その後、計画の基本的な考え方に基きまして、水産庁、青森県と関係漁業者の方々の間ですと検討が進められて参りました。

このたび、協議が調いましたので、今回、計画案について御審議をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局より説明の方をお願いいたします。

仙台漁業調整事務所の大槻でございます。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

まず、資料1-1からでございます。A4横長の表ですが、これは、昨年10月に開催されました太平洋北部会以降の経過につきまして、この表にありますように、関係漁業者の方々と漁業者団体等と協議を進めて参りました。このような経過を踏まえまして計画案がまとまりましたので、資料1-2により説明したいと思います。

資料1-2ですが、本計画の対象資源は、2段落目にありますように、陸奥湾で生まれて再び産卵のために陸奥湾に回帰して来る、いわゆる陸奥湾産卵群でございます。この頁の中ほどに本計画の対象海域概略図がございますが、本計画の取り組みにつきましては、後ほど計画の後ろの部分で詳しく説明いたしますけれども、どこで取り組みを行うかにつきまして紫色で示させていただきました。

まず、陸奥湾につきましては、マダラ陸奥湾産卵群にとって重要な産卵場でありますので、ここでマダラを漁獲している底建網漁業及び小型定置網漁業を営む方々に資源回復措置に取り組んでいただくとともに、また青森県による種苗放流を考えております。これまでの標識放流の調査により、産卵を済ませた親魚は陸奥湾の外へ移動するものの、翌年の12月下旬から1月中旬には、再び陸奥湾に戻って来ることと、マダラの稚魚についても、大体4歳以上に成長しますと、再び陸奥湾に戻って来ることがわかっております。

それで、図の右上になりますけれども、「農林漁区777-3区等」と色が塗ってありますが、マダラが陸奥湾に戻る経路に関係していると推定される尻屋崎北方に位置する海区におきまして、ここで操業する、八戸市を根拠地とする沖合底びき網漁業を営む方々にも、資源回復措置について協力していただけるということになりましたので、本計画では、陸奥湾と農林漁区777-3区等において取り組みを行いたいと考えております。

因みに、図の右上の「農林漁区777-3区等」ですけれども、実は、この紫色の区画の大間崎に近い角は「777-6区」なんです。それも含めまして「等」という言葉を使用しております。

以上のほか、計画の項目1番目の内容といたしましては、次の頁になりますけれども、グラフにより陸奥湾におけるマダラの漁獲量の推移を見ますと、近年は低い水準で推移していることから、資源水準は低いレベルにあると推定されております。このような資源状況を踏まえまして3頁に移りたいと思います。

3頁目の(2)の4行目になりますけれども、資源を持続的に利用していくためには、陸奥湾に回帰して来る産卵親魚の確保に重点を置いて、陸奥湾地区の漁業者と陸奥湾外で当該資源を利用している漁業者が協力し、資源回復に取り組む必要があると考えております。

それで、計画の項目2番目の「資源の利用と資源管理等の現状」

についてですが、関係漁業等の現状ですけれども、まず陸奥湾につきましては、マダラは主に底建網漁業及び小型定置網漁業により漁獲されておりまして、統数につきましては表のとおりでございます。

それから、下の表ですが、青森県尻屋崎の北方に位置する海域につきましては、下の表の八戸市を根拠地とする沖合底びき網漁業の漁船のうち、4隻程度が操業しております。

次の頁をお願いいたします。「漁獲量、漁獲金額の推移」につきましては、上のグラフのとおりでございます。参考として農林漁区777-3区の漁獲量も表示いたしております。

下の「漁業形態及び経営の現状」ですが、陸奥湾につきましては、2段落目にありますように、漁業者の多くはホタテガイ養殖業を兼業しておりまして、1月から2月頃は、ホタテガイ養殖業の作業が減って一段落し、マダラは冬場の収入源として重要となっております。近年の漁獲量の減少によって、漁業経営は一層厳しい状況にあります。早急な資源回復措置が望まれているところでございます。

次に、沖底の経営状況などについて説明いたします。沖底の操業の特徴ですけれども、多様な漁獲対象の中から、漁場の形成とか魚価などを考慮しつつ、漁場を選択する特徴がありますから、先ほど私、尻屋崎北方海域で4隻程度と申し上げましたけれども、すべてが一斉にその場所で操業するわけではございません。この漁業につきましても、近年、魚価の低迷とか燃油価格の高騰などが影響しまして、漁業経営は厳しい状況でございます。

次の「消費と流通の現状」につきましては、陸奥湾で漁獲されるマダラにつきましては、近年、漁獲量が少ないこともありまして、ほとんど青森県内で消費され、一方、八戸に水揚げされるマダラは、陸奥湾産卵群以外も含めて、大半が京浜等県外の中央卸売市場へ出荷されている状況でございます。

次に「資源管理等の現状」についてですが、これは表にございませんとおり、陸奥湾については、公的規制措置として、たら底建網漁業について定められているという状況でございます。

次の頁が、6頁になりますけれども、沖底についての公的規制でございませ。その下の自主規制措置でございませが、陸奥湾についてはございませ。沖底については、操業自粛海域が設けられております。

続きまして、下の「資源の積極的培養措置」につきましては、青森県の「第5次県栽培漁業基本計画」に基づきまして、種苗を生産し、放流しております。

近年の具体的な放流実績は隣の7頁の表のとおりでございます。平成15年を除きまして、近年は年間10万尾程度の種苗放流を実施しているという状況でございます。

以上を踏まえまして、本計画の目標をどこに置くかということにつきまして8頁で説明したいと思います。8頁の計画の項目3番目、「回復計画の目標」の考え方といたしましては、2段落目にありますけれども、漁業経営を取り巻く状況が厳しい中において、漁獲圧を大幅に引き下げることが漁業経営に及ぼす影響が大きいことから、段階的に資源回復に取り組むこととし、まず資源の減少傾向を食い止めた上で回復を図っていくということが適当ではないかと考えられます。

具体的には、平成14年から18年までの平均漁獲量42トンですけれども、その水準に維持することを目標としております。

その目標に対しての取り組みとして、計画の項目4番目の「資源回復のために講じる措置と実施期間」につきましては、昨年10月の太平洋北部会で事務局から提示した本計画に係る3つの基本的な考え方の検討状況を踏まえた内容となっております。

具体的には、まず「(1)漁獲努力量の削減措置」につきましては、平成19年度から当面5年間、マダラ陸奥湾産卵群の資源回復を図るため、陸奥湾では放卵・放精後の親魚及び小型魚の再放流を行うとともに、たら底建網漁業の操業統数の削減を行います。放卵・放精後、つまり自然に卵を放卵した後、地元では「ガラ」と呼ばれる、やせたタラになるわけですけれども、そのタラが網にかかった場合は再放流をするということでございます。

一方、青森県尻屋崎の北方に位置する海域、777-3区と777-6区におきまして、放卵・放精後の親魚及び小型魚の再放流を行います。

それに加えまして、「(2)資源の積極的培養措置」につきましては、第5次県栽培漁業基本計画に基づきまして種苗放流を行います。

なお、第5次県栽培漁業基本計画終了後は、平成22年度以降の種苗放流につきましても、状況に応じて検討することとしております。

9頁に移ります。計画項目の5番目の公的担保措置、これにつきましては、先ほど触れましたけれども、たら底建網漁業の許可統数を県が管理をすることとして、この公的担保をしたいと思います。また、必要に応じて、漁業法に基づく漁業調整委員会指示を検討することとしております。

続きまして、計画の項目6番目の「資源回復のために講じる措置に対する支援策」につきましては、(1)は、先ほど触れましたたら底建網漁業の操業統数の削減ですが、これは、できるだけ経営に負担をかけない方策をとる予定ですので、当面、経営安定策は実施しないこととしております。

(2)につきましては、青森県により、資源の積極的培養措置を積極的に推進することとしております。

次に計画の項目7番目ですが、「資源回復措置の実施に伴う進行管理」、これにつきましては、これまでに国が作成しました資源回復の例にならしまして、下の進行管理に関する組織体制図にありますように、まず図の左部分の進行管理に必要な情報の収集を漁業者、県、水産庁、試験研究機関が協力して行いまして、図の右部分の資源回復計画の評価・検討を行って、必要に応じて計画内容を見直すこととしております。

最後に10頁でございます。計画の項目8番目の「その他」でございますが、資源回復を図るということは、何も漁業者だけの問題ではなくて、国民の理解を得ながら計画を進めていくことが適当と考えられますので、計画につきましては、広く情報提供を行いたいと考えております。

本計画についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

山下部会長

ありがとうございました。

ただいま、陸奥湾地区の漁業者の取り組み、それから、青森県八戸市を根拠地とする沖合底びき網漁業者の取り組み、そして、第5次青森県栽培漁業基本計画に基づく種苗放流、この3つを柱とした「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画案」が事務局より示されたところでございますが、ただいまの説明につきまして、何か御質問などございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」について、本部会として了承してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下部会長

それでは、そのようにいたします。

また、あわせまして、今後の事務手続き上の部分的な文言の修正、訂正につきましては、私どもに御一任いただきますようお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下部会長

ありがとうございます。

それでは、「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」について、本部会として了承いたします。

事務局におかれましては、本計画に係る事務手続きが速やかに講じられるようお願いをいたします。

また、事務手続きが済めば、水産庁のホームページにおいて計画の本文が公表されることになっております。

関係漁業者の皆様におかれましては、これまで計画づくりに大変長い間、また大変な御努力をいただきました。どうもありがとうございます。これからは計画の実施ということで、また、この取り組みが着実に行われるように、引き続きよろしくお願いいたします。

(2) 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の取組状況について

山下部会長

それでは、次に議題の2つ目に参ります。「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の取組状況について」に移りますが、計画のこれまでの取組状況と今後の検討方向について、事務局の方から説明をお願いいたします。

大槻資源管理計画官

それでは、取組状況につきまして、資料2により説明させていただきます。

まず、資料2の取組状況欄の1行目でございますけれども、本計画は、平成15年3月10日に公表され、ことし3月で4年目を終了することになります。

平成15年度から18年度までの取組状況を整理いたしますと、太平洋北部海域におきまして、保護区を6カ所設定するとともに、保護区の設定にあわせまして、サメガレイ及びヤナギムシガレイにつきまして漁獲努力可能量の管理を行っております。それと、茨城県の小型機船底びき網漁船につきまして、平成17年度に2隻、18年度に1隻を減船しております。千葉県におきましては、沖底の5隻において、17年度に漁具改良を実施しております。

また、本計画に係る調査事業としましては、独立行政法人開発調査センターにより、岩手県の沖底(2そうびき)を用いた体長10cm以下のキチジ小型魚の保護を目的とする選別式コッドエンドの開発調査が16年度及び17年度に実施されております。

その結果、コッドエンドの天井部全面を79mm角目網とすることによって、小型魚の脱出率が70%を達成することが判明しましたので、今後、この成果を踏まえて、いかに現場に生かしていくかについて考える必要があると考えられます。

それと、対象資源の状況につきまして、この対象魚種でありますサメガレイ、キチジ、ヤナギムシガレイ、キアンコウにおいて、依然、魚種によっては中・低位で推移して、資源動向も、参考にありますとおり、総じて横ばい傾向でございます。

回復については、おおむね良好であります。計画終期となる19年度以降の取り組みに関しては、これまでの取り組みを踏まえ、計画の延長等について関係者間で検討する必要があると考えております。

資料2につきましては、以上でございます。

山下部会長

ありがとうございました。

「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」について、これまで行われて参りました取組状況について報告がございました。この計画ですけれども、平成19年度までの計画でございます。今後は、これまでの取り組みを踏まえ、計画の延長などについて関係者間で検討する必要があるということでございます。

ただいまの説明につきまして、何か、御意見、御質問などはござ

いませんでしょうか。

それでは、「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」について、事務局から報告がありましたとおり、計画の延長などについて検討することといたしまして、具体的な取組内容につきましては、次回の部会で内容を提示できるようにさらに検討を進めてください。

(3) 道県における資源回復計画について

山下部会長

それでは、続きまして「道県における資源回復計画について」です。

この計画は、道県の地先資源に対しまして、道県が作成する資源回復計画であります。

事務局から説明をお願いいたします。

大槻資源管理計画官

それでは、資料3-1により説明させていただきます。

横長の左の方の道県名及び魚種名でございますけれども、現在のところ、北海道から茨城県までにおきまして11魚種が整理されております。昨年10月の太平洋北部会以降の主な動きといたしましては、福島県のマアナゴ資源回復計画が、今年の2月13日に公表されました。現在、漁獲努力量削減実施計画を作成中でございます。

それと、青森県のウスメバル及びイカナゴに係る資源回復計画につきましては、この資料の3-1が2月末時点で整理している関係上、審議予定となっておりますけれども、実際には、3月8日に青森東部・西部海区漁業調整委員会に諮問されて了承が得られておりますことを報告いたします。

なお、昨年10月の太平洋北部会以降の各道県における行政・試験研究担当者会議及び漁業者協議会等の開催実績につきましては、参考までに資料3-2という形で添付してございます。

道県における資源回復計画につきましては、簡単ですが、以上のとおりでございます。

山下部会長

ありがとうございました。

ただいま、各道県の地先資源の回復計画について、前回の部会後の新しい取り組みについて説明がありました。新たに福島県のマアナゴ、それから、青森県のウスメバル、イカナゴ、これについては、資料では審議予定となっているけれども、3月8日に了承されているということでございました。

この件については、この北部会で審議を行う案件ではございませんけれども、何か、御質問などがございましたらお受けいたしたいと思っております。いかがですか。

よろしゅうございますか。

(4) その他

山下部会長

以上で、本日事務局で予定していた審議事項は終了いたしました
が、その他として、本日の部会で取り上げるような事項はございま
せんでしょうか。

まだ時間がございますので、何かありましたらぜひ……。

澁川委員、お願いします。

澁川委員

私どもは太平洋に係っておりますので、他所の海区のことにつ
いて言及するのはいかがかと思うのですが、「水産経済新聞」
で、日本海の海区委員会でマダラの話が話題になっておったので
すけれども、この陸奥湾のマダラの話は、日本海区と太平洋北との係
わりはどんなふうになっておるんですか。両方審議されたというこ
とですか。その辺、どこがどう担当するかが、ちょっと不透明のよ
うな感じがあって、どんな仕分けになっていたのかなということ
です。

山下部会長

それでは、大槻さん、お願いできますか。

大槻資源管理計画官

このマダラ計画の審議の経緯ですけれども、海区の規定上は、陸
奥湾というのは日本海側に入るのですが、陸奥湾で生まれた稚魚は
陸奥湾の外に、大半が太平洋側に出ることもありまして、一応、両
方の部会の場で審議していただくということを承知しております。

それ以外のことは、ちょっと私も、はっきりは申し上げられない
んですけど。

山下部会長

お願いします。

國府室長

資源管理推進室長の國府でございます。このマダラにつきましては
は、海区的には、先ほど仙台漁調の大槻が申しましたとおり、陸奥
湾につきましては日本海に属する、下北よりこっちの方は太平洋海
区に属するというので、2海区にまたがる資源だということで、
それぞれの海区で審議をしていただいて、資源回復計画について了
承をいただくということを決めていただいた経緯がございますの
で、実は 12 日でしたか、日本海の北部会の方で、同じように「マ
ダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」について御了承をいただき、本
日、資源的に関係のある太平洋北部会においても御審議していただ
き、了承をいただき、最終的に両海区において、この「マダラ陸奥
湾産卵群資源回復計画」について御承認をいただいたというふうな
位置づけになっております。

済みません。冒頭に御説明申し上げるべきところではございました
けれども、その説明が抜けておりました。申しわけございませ
ん。

澁川委員

ありがとうございます。よくわかりました。

山下部会長

有元委員。

有元委員

時間があるようでしたら、もう 1 つ、マダラのことコメントし
たいと思います。

私も「水産経済新聞」の記事ですけれども、カナダのニューファンドランドで、マダラ資源が20年前に激減したということで全面禁漁したわけですね。それで、この前の新聞を見ていたら、努力量削減をしてきたけれども、結局、水温上昇であったというような結論が出てしまっている。

それで、今回の計画で産卵親魚と小型魚の保護という話ですけれども、読んでいまして、放卵・放精後の親魚を放流する、小型魚を放流する。じゃ、何を対象にするのかなという話がよくわからないんです。産卵した後なのか、産卵する前のものを保護することなのか。それで、実際に何を対象にするのかということ。サバの資源回復で、かなり細かく何センチの、今いい個体群が出てきているから、それを残すためには何歳以下のものをどう獲らないか、どう獲るかというようなことを話されたわけですけれども、この程度のこと、青森県の漁業者の方あるいは沖底の方々がどのくらい理解しているのかということをお伺いしたいと思います。

山下部会長
大槻資源管理計画官

それでは、大槻さん、お願いします。

まず放卵・放精魚について、ちょっとだけ説明させていただきます。

まず、その前に陸奥湾に帰ってくる産卵親魚の年齢ですけれども、大体4歳以上、つまり産卵しに帰ってくる魚がほとんどです。ですから、対象はほとんどが4歳魚以上です。

それで、どういう魚を保護の対象にするかですが、これは産卵を済ませた後の魚です。産卵を済ませた後、つまり放卵・放精した後、やせたタラ「ガラ」と地方では呼ばれているんですけれども、それが網にかかった場合は放してやる。そして翌年、また同じ産卵シーズンになるとやってきますので、そういう魚がたくさん、実際に産卵してくれることを期待しております。

以上でございます。

有元委員
大槻資源管理計画官

そうすると、小型魚の方は沖底の方の話だと。

失礼しました。小型魚については、実は陸奥湾でも小型魚の放流を考えております。

この小型魚というのは、先ほど、私は陸奥湾に帰ってくるのは4歳魚以上が多いと申し上げましたけれども、実は、まれに4歳魚以下の魚も紛れて陸奥湾に入ってくる場合があります。そういう魚についても、放流してやれば、また翌年、大きくなって、卵を産めるような状態になって帰ってくるのが期待されますから、それは放してくださいということで協力を求めたところでございます。

山下部会長

よろしゅうございますか。

ほかには、いかがでございましょうか。

叶谷委員。

叶谷委員

資料3-1を見ますと、宮城県の方でもマアナゴの資源回復計画を作成することになっておるのですが、宮城・福島両県で同じ魚種

の計画を持つということは、将来、国は広域型として計画作成を検討するという事なんでしょうか。

山下部会長
大槻資源管理計画官

お願いします。

マアナゴは、確かに、宮城県、福島県が、この資料3 - 1では記述されております。

ただ、国が広域計画として魚種を取り上げるタイミングとして、これについては、国が計画をつくるという状況ではなく、県で計画を作っていたかという形になると思います。

ただし、宮城県・福島県、両方とも仙台漁業調整事務所の管轄の計画になりますから、2つの資源回復計画が調和がとれるように、内容をチェックしていきたいと考えております。

以上です。

叶谷委員

私どもとしては、やはりこれは県単、一つの県だけでは、なかなか資源回復というものができないんですね。ですから、やはり宮城県、茨城県、両県の協力をいただいて、資源回復に向けてやればいいのか、個人的に、やってもらえばありがたいなと、このように思っておるわけです。

山下部会長
國府室長

國府さん、お願いします。

今、委員が言われたことはごもっともなんですけれども、まず、このマアナゴについては、今、それぞれ宮城県、福島県で取り組んでいただいているんですが、国として一本でやるという話になれば、海域の調整だとか、いろいろな話がまた出てくる。とりあえず、今はそれぞれの海域でやっていただいているということで、まず県の方でやっていただく。その中で、当然、国としても県間の取り組みの調整をしていきたいし、将来的に海域等が統一できるような話になるのならば、そういった話も当然考えられていくと思いますけれども、実質的には、それぞれの県、それぞれの海域で組み込まれて、そこをうまく調整させていただくということで、一つの資源としてどうやるかというところは、十分調整させていただきたいと考えております。

叶谷委員
山下部会長

わかりました。どうもありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

ちょっと私からですけれども、先ほどのマダラのことですが、今回新しく回復計画が策定されましたが、例えば資料1 - 2の9頁でございますが、9頁のところには「進行管理に関する取組体制」というものがございまして、結局、このやり方でやっていって、そして、回復が実際にするかどうかということ、事後、きちんと管理しようということになっております。

私も、事前に事務局から例えば種苗放流が既に行われていたら回帰率というのがあるはずだけれども、どうなっているかということ、聞いたのですが、そういうことも今後の調査だというふうに聞いております。ですから、この回復計画に載ったことできちんと調査

をして、それから、放卵・放精後の親魚や小型魚も、再放流をして実際に翌年帰って来るのかどうか。あるいは再放流したときにどのくらい死亡率というの、またあると思うんですね。そういったようなことをきちんと科学的な調査を積み上げて行って、回復計画の有効性をぜひ検証していただきたいと思っていますところでございます。

この場をお借りして、質問というよりは強いお願いでございますが、一生懸命やっても、それが効果的、効率的な方法かどうかということと、それから、漁業者間で合意できるかということと、ちょっと別の話ではないかと思しますので、ぜひ、これは事後評価で、そして見直しをするというようなことをお願いしたいと思します。

ほかには、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見もないようでございますので、最後に、次回部会の開催日時について確認をしておきたいと思します。

次回の部会の開催日程など、事務局から報告をお願いいたします。

佐藤所長

仙台漁調の佐藤でございます。

次回の第13回太平洋北部会につきましては、例年どおり、10月頃を予定しております。

なお、詳細な日程等については、部会長と調整の上、改めて事務局より御案内したいと思しますので、よろしく願いいたします。

閉 会

山下部会長

それでは、本日の部会はこれで閉会といたしたいと思します。

委員の皆様、また御臨席の皆様におかれましては、貴重な御意見をありがとうございました。

議事録署名人として、叶谷守久委員と福島哲男委員にお願いしております。後日、事務局から議事録が送られてまいりますので、御確認、そして御署名の方をよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、太平洋広域漁業調整委員会第12回太平洋北部会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

了